

判決年月日	平成18年11月20日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年(行ケ)10233号		
○ 商標法4条1項11号に基づく商標出願の拒絶査定を維持した審決の取消訴訟において、本願商標が引用商標に類似するとしてもその程度は弱く、指定商品に用いられた場合に商品の出所につき誤認混同が生ずるおそれがあるとは認められないとして、審決を取り消した事例。			

(関連条文) 商標法4条1項11号

原告は、下記の本願商標の出願人であるが、特許庁から拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判請求をした。

〔商標〕



〔指定商品〕

第7類「圧延機、連続鋳造機、その他の金属加工機械器具」

第9類「測定機械器具、電気通信機械器具、電気磁気測定器、電子応用機械器具及びその部品」

これに対し、特許庁は、本願商標は、その出願前に登録された下記引用商標に類似し、かつ、指定商品についても同一又は類似するものであるから、商標法4条1項11号により商標登録を受けることができない、として、審判請求は成り立たない旨の審決をした。

〔商標〕(標準文字)

E X P A C T

〔指定商品〕

第7類「粉体又は流体吹付けによる金属鋳物のバリ除去装置、その他の金属加工機械器具、プラスチック加工機械器具、動力伝導装置（陸上の乗物用のものを除く。）、金属鋳物製品の搬送用コンベヤー、その他の金属鋳物製品の搬送装置」

第9類「配電用又は制御用の機械器具、鋳造装置の制御プログラムを記憶した電子回路、その他の電子応用機械器具及びその部品」

第12類「金属鋳物製品の搬送用フォークリフト、金属鋳物製品移動用の無人搬送車、金属鋳物製品移動用の索道」

本判決は、要旨以下のとおり判示して、特許庁の上記審決を取り消した。

1 商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきである。また、商標の外観、観念または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、上記三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきでない（最高裁昭和43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁〔いわゆる「氷山／しょうざん」事件〕参照）。

2 (1) 本願商標のような、文字部分と図形部分の結合から成る商標（いわゆる「結合商標」）の類否を判断するに当たっては、商標の構成全体が有するデザインとしての有機的関連性をも踏まえて、文字部分と図形部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められるか否か、という観点からの検討が不可欠である。

上記の観点から本願商標の構成を検討すると、本願商標は、「X—Pact」の文字部分を囲むように、文字部分の上側左半分から左側、下側を通して右側中程に至るまで、半月刀ないし三日月様の図形が描かれている等の特色があり、文字部分と図形部分とを「分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合している」とまではいえないにしても、標準文字と図形とを上下又は左右に単純に併記したような商標とは異なり、文字部分と図形部分との間に、デザインとしての有機的な関連性が認められるというべきである。

したがって、審決が、文字部分から生ずる称呼の類否についての検討に終始し、外観については「その外観において相違するところがあるとしても」（2頁最終段落）と述べるだけで実質的な検討を欠いたまま、本願商標と引用商標とが類似すると判断したことは、本願商標と引用商標とが外観において著しく相違することを看過したものであって、不適切であるといわざるを得ない。

(2) 商標の称呼の比較について、本願商標の文字部分においては、「X」と「Pact」とがハイフンで結ばれているので、本願商標の文字部分に接する者は、これを「X」と「Pact」とに分離して認識し、ここから、「エックス・パクト」という2音節の称呼が生ずるものと認められる。そうすると、本願商標の「エックス・パクト」という2音節から成る称呼と、引用商標の「エクスパクト」という一連の称呼とは、類似するとしても、その類似の程度は比較的弱く、これらに接する取引者・需要者は、両者を異なった称呼として認識するものと認められる。

3 前記1のとおり、商標の類否は、両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。

上記の点につき、本願の指定商品の冒頭に掲げられている「圧延機、連続鑄造機」についてまず検討すると、これらの商品は、その名称からして、製鉄工場等に設置される大規模な機械装置であって、取引者・需要者は製鉄業等の専門的知識を有する少数の者であり、実際の購入に当たっては、機械の性能やメーカーの信用等についての慎重な検討が行われることが、容易に推認される。そうすると、上記2で認定したとおり、本願商標と引用商標とは外観において相違することや、称呼の類似の程度もさして高くはないことに照らし、取引者・需要者において、出所の混同が生じる可能性は著しく低いというべきである。

もっとも、本願商標の指定商品のうち、「その他の金属加工機械器具」として動力付き手持工具等を、「電子応用機械器具」としてパーソナルコンピュータ等をそれぞれ想定した場合には、これらは一般の消費者も手にする商品であるから、取引に際して払われる注意力等は、「圧延機、連続鑄造機」等の取引におけるものよりは相対的に低いと推認されるが、これらの商品も日用品とは異なるから、上記2で認定した本願商標と引用商標との相違に照らして、取引者・需要者において出所の混同が生じる可能性は低いというべきである。

したがって、本願商標と引用商標とは、同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとは認められない。